

居宅療養管理指導（医師）について

○横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例
(条例第 76 号)

《抜粋》

第 81 条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

⇒ 「居宅において」行うサービスのほかには算定できません。

(利用料等の受領)

第 84 条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

⇒ 利用者の所得に応じて定められている自己負担割合に応じた利用料を徴収します。利用者負担分を免除して、保険部分のみ保険者へ請求することはできません。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第 86 条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。
- (7) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録する。

枠内では、上記内容のポイントを示しています。上記は条例のごく一部です。ご確認いただき、法令の遵守の上、適正なサービス提供に努めてください。

また、厚生労働省告示等も併せてご確認ください。(裏面に一部を掲載しています。)

【基準に関する条例】

横浜市トップページ>暮らし・総合>福祉・介護>高齢者福祉・介護>条例・計画・協議会>条例・規則

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/jorei-kisoku.html>

【厚生労働省 法令等データベースサービス】厚生省告示第 19 号ほか

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

居宅療養管理指導（歯科医師）について

○横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例
(条例第76号)

《抜粋》

第81条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

⇒ 「居宅において」行うサービスのほかには算定できません。

(利用料等の受領)

第84条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

⇒ 利用者の所得に応じて定められている自己負担割合に応じた利用料を徴収します。利用者負担分を免除して、保険部分のみ保険者へ請求することはできません。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第86条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。
- (7) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録する。

枠内では、上記内容のポイントを示しています。上記は条例のごく一部です。ご確認ください、法令の遵守の上、適正なサービス提供に努めてください。

また、厚生労働省告示等も併せてご確認ください。(裏面に一部を掲載しています。)

【基準に関する条例】

横浜市トップページ>暮らし・総合>福祉・介護>高齢者福祉・介護>条例・計画・協議会>条例・規則

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/jorei-kisoku.html>

【厚生労働省 法令等データベースサービス】厚生省告示第19号ほか

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

居宅療養管理指導（薬剤師）について

○横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例
(条例第76号)

《抜粋》

第81条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。



「居宅において」行うサービスのほかには算定できません。

(利用料等の受領)

第84条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。



利用者の所得に応じて定められている自己負担割合に応じた利用料を徴収します。利用者負担分を免除して、保険部分のみ保険者へ請求することはできません。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第86条

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行う。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。



医師又は歯科医師の指示が必要です。記録作成及び報告が必要です。

枠内では、上記内容のポイントを示しています。上記は条例のごく一部です。ご確認いただき、法令の遵守の上、適正なサービス提供に努めてください。

また、厚生労働省告示等も併せてご確認ください。(裏面に一部を掲載しています。)

【基準に関する条例】

横浜市トップページ>暮らし・総合>福祉・介護>高齢者福祉・介護>条例・計画・協議会>条例・規則

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/jorei-kisoku.html>

【厚生労働省 法令等データベースサービス】厚生省告示第19号ほか

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

居宅療養管理指導（管理栄養士）について

○横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例
(条例第76号)

《抜粋》

第81条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。



「居宅において」行うサービスのほかには算定できません。

(利用料等の受領)

第84条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。



利用者の所得に応じて定められている自己負担割合に応じた利用料を徴収します。利用者負担分を免除して、保険部分のみ保険者へ請求することはできません。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第86条

- 2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行う。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。



医師又は歯科医師の指示が必要です。記録作成及び報告が必要です。

枠内では、上記内容のポイントを示しています。上記は条例のごく一部です。ご確認いただき、法令の遵守の上、適正なサービス提供に努めてください。

また、厚生労働省告示等も併せてご確認ください。（裏面に一部を掲載しています。）

【基準に関する条例】

横浜市トップページ>暮らし・総合>福祉・介護>高齢者福祉・介護>条例・計画・協議会>条例・規則

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/jorei-kisoku.html>

【厚生労働省 法令等データベースサービス】厚生省告示第19号ほか

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

居宅療養管理指導（歯科衛生士等）について

○横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例
(条例第 76 号)

《抜粋》

第 81 条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。



「居宅において」行うサービスのほかには算定できません。

(利用料等の受領)

第 84 条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。



利用者の所得に応じて定められている自己負担割合に応じた利用料を徴収します。利用者負担分を免除して、保険部分のみ保険者へ請求することはできません。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第 86 条

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行う。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。



医師又は歯科医師の指示が必要です。記録作成及び報告が必要です。

枠内では、上記内容のポイントを示しています。上記は条例のごく一部です。ご確認いただき、法令の遵守の上、適正なサービス提供に努めてください。

また、厚生労働省告示等も併せてご確認ください。（裏面に一部を掲載しています。）

【基準に関する条例】

横浜市トップページ>暮らし・総合>福祉・介護>高齢者福祉・介護>条例・計画・協議会>条例・規則

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/jorei-kisoku.html>

【厚生労働省 法令等データベースサービス】厚生省告示第 19 号ほか

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>